

平成 2 8 年 度

産 業 観 光 部
農 業 委 員 会
定 期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

1 監査の対象

産業観光部・農業委員会に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成28年11月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

産業観光部	農林振興課	平成29年1月27日	午前9時から
〃	農林土木課	平成29年1月27日	午前10時30分から
〃	観光商工課	平成29年1月27日	午後1時15分から
農業委員会事務局		平成29年1月27日	午後2時45分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計・黒駒山、大積寺、稲山、牛ヶ額、大口山、崩山、名所山、春日山、兜山外五山の各恩賜県有財産保護財産区特別会計の下記項目について、産業観光部・農業委員会から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「平成27年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

【農林振興課】	} なし
【農林土木課】	
【観光商工課】	
【農業委員会】	

5-① 「委託契約（一般委託）（予定）調書」

5-② 「委託契約（工事関連委託）（予定）調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「工事請負実施関連（予定）調書」

8 「公有財産購入に関する調書」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

11 「滞納状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

14 「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」

16 「郵便切手受払状況」

交際費支出状況調書

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成28年11月30日現在における産業観光部・農業委員会から提出された一般会計・黒駒山、大積寺、稲山、牛ヶ額、大口山、崩山、名所山、春日山、兜山外五山の各恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。支出伝票関係については、検査の結果適正に処理されていた。

(2) 事務・事業の執行状況

産業観光部・農業委員会に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

農林振興課 農林土木課 観光商工課 農業委員会	事務 事業	特になし
----------------------------------	----------	------

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成27年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

【農林土木課】

《指摘要望事項①》

一般競争入札を原則とした例外方式が随意契約であることを念頭におき、安易に業者を決定することがないように、計画的な事務処理と契約理由が明確かつ法に沿い適正であるか、積算金額が適切なものであるかを検証し、競争原理を働かせ、適切な契約手続きを執行するように努めること。また、変更契約についても、天災等の不可抗力や地域住民等の要望があった場合は、仕方がないにしても、当初の設計段階での現場の周辺状況調査や協議を行い、安易な変更にならないように努め、変更契約の縮減に努められたい。

《対応措置の内容》

随意契約については、「一者との特命随意契約」と「複数の者より見積書を徴する競争見積方式による随意契約」があり、いずれも競争入札を原則とする契約方式の例外であることは認識しています。

当課において、随意契約を行わざるを得ない場合として、緊急の必要により競争入札に付する時間がない場合とし、緊急の対応を行わなければ農業生産基盤（農道や用水路、ため池等）の更なる損傷拡大やそれに伴う農作業や浸水、通行など農家や市民生活への影響が生じている時や崩落等が予測され災害の未然防止のための工事などを想定しています。

また、業務の委託においては、競争入札に付することが不利なものとし、契約履行期間の短縮、経費の節減が明らかであり、かつ業者の持つ独占的ノウハウ、既に取得しているデータが利用できることや業務への熟知、地域市民の協力を得るための信頼度などを総合的に勘案して行っています。

変更契約については、予期することが出来ない状態が生じた場合とし、工事においては当初の調査・設計において発見できなかった埋設物の撤去移設などを想定しています。また、市の判断により変更する場合として、地元や警察署等との調整の結果、施工範囲の拡大や縮小、施工期間や一日の施工時間帯の変更等による契約全体の変更などを想定しています。

いずれにしましても、随意契約及び変更契約につきましては、慎重を期して縮減に努めています。

【観光商工課】

《指摘要望事項①》

観光宣伝事業について、費用対効果を勘案する中で、笛吹市の認知度が上がるように今後も積極的な取り組みを継続していただきたい。

《対応措置の内容》

笛吹市観光振興計画にのっとり積極的なプロモーションを行い、国内外に向け効果的な情報発信を行うよう取り組んでいきます。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）について、今回はなかった。